

# 乳児おむつ用品購入券を支給します

子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して育児ができるよう、申請された方におむつ用品購入券を支給します。



## 1 対象者について

伊那市内に住所登録があり、令和3年4月2日以降に誕生した0歳児の保護者（保護者・児共に伊那市に住所登録があることが条件となります。）

## 2 有効期間と額面について

- 児の出生日の属する月の翌月から、児の1回目の誕生日の属する月の末日まで  
〔乳児おむつ用品購入券の中ほどに有効期間を記入してありますので、この期間内にご利用ください。（期間を過ぎると無効です）〕
- 助成金額は、上限 **24,000** 円です。（額面 1,000 円券（24 枚綴り））
- 児が他市区町村から本市に転入した場合は、支給対象児が本市に住民登録をした日の属する月から支給対象児の1回目の誕生日の属する月までの月数に2,000円を乗じて得た額分を助成します。

## 3 利用できる乳児おむつ用品の種類について（以下の5種類です）

- |             |            |
|-------------|------------|
| (1) 紙おむつ    | (2) 布おむつ   |
| (3) おむつライナー | (4) おむつカバー |
| (5) お尻拭き    |            |

## 4 申請期間について

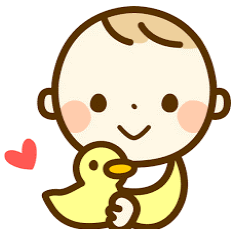
- 当該支給対象児の出生日の属する月から6月後の月の末日まで
- 当該支給対象児が他市区町村から転入した場合は、当該支給対象児が本市に住民登録をした日の属する月から6月後の月の末日又は当該支給対象児の出生日から1回目の誕生日の前2日のいずれか早い日まで

## 5 利用できる店舗について

購入券に同封した店舗一覧表に記載のある事業所（店舗）で利用できます。

## 6 乳児おむつ用品購入券について

- (1) 1枚で1,000円分のおむつ用品を購入できます。
- (2) 一度に何枚使用しても結構です。ただし、おむつ用品購入券に記載された金額に満たない場合は、お釣りはできません。
- (3) また、乳児おむつ用品購入券の金額を超えた場合、超えた金額分は自己負担してください。また、お金と引き換える事は出来ません。
- (4) 対象児以外に使用しないでください。
- (5) 紛失、汚損、盗難など、どんな理由でも、再発行は出来ませんので、保管には十分ご注意ください。



（お問合せ先）

伊那市役所 健康推進課 保健係

電話 78-4111（内線2333・2334）